

議案第26号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成29年2月20日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和51年三田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第30号の11を次のように改める。

(30)の11 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下この号において「法」という。）に関する手数料

名称	区分			手数料の額	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画(以下この号において「新築等計画」という。)	一戸建ての住宅(住戸の数が1の住宅で、住宅以外用途に供する部分のないものをいう。以下この号において同じ。)	市長が定める機関により作成された法第54条第1項第1号に規定する基準に適合する新築等計画であると認められる旨の書類(以下この号において「適合証」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	7,000円
			適合証が添付されている場合	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	7,500円
)	この号において同じ。	住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	9,100円
				床面積の合計が200平方メートル以上のもの	9,600円

ある場合	下この号において「性能評価書」という。)が添付されている場合		
	その他の場合	床面積の合計が 200 平方メートル未満のもの	40,000 円
		床面積の合計が 200 平方メートル以上のもの	45,000 円
建築物 (一戸建ての住宅であることを除く。以下この号において同じ。) の住戸の部分に係る新築等計画である場合	適合証が添付されている場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	67,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	168,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	238,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	373,000 円
	性能評価書が添付されている	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	15,000 円

る場合	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	30,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	69,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	106,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	170,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	240,000 円
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	375,000 円
その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	77,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	130,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	228,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	318,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	617,000 円

		方メートル未満のもの	
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,065,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,958,000 円
建築物 全体に 係る新 築等計 画であ る場合 (住宅の 用に供 する部 分(以下 この号 において「住宅 部分」 という。)に限 る。)	適合証が添付 されている場 合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	67,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	168,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	238,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	373,000 円
		その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	130,000 円

		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	228,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	318,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	617,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	1,065,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,958,000 円
建築物 全体に 係る新 築等計 画であ る場合 (住宅部 分以外 の部分 に限る 。)	適合証が添付 されている場 合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
		床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	104,000 円
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	154,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	201,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	243,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	

	方メートル未満のもの	
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	357,000 円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号) 第 1 条第 1 項第 1 号ロに規定する基準による場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	96,000 円
	床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	163,000 円
	床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	271,000 円
	床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	347,000 円
	床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	424,000 円
	床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	492,000 円
	床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	656,000 円
	その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの
床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの		397,000 円
床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの		575,000 円

			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	703,000 円
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	839,000 円
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	953,000 円
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,209,000 円
低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請に対する審査		新築等計画に係る住戸又は建築物の変更しようとする部分の床面積(建築物のエネルギー使用の効率性その他の性能を算出する方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の方法で評価される住戸又は建築物の部分の床面積を含む。以下この号において同じ。)に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	
軽微変更該当証明申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下この号において「施行規則」という。)第 46 条の 2 の規定に基づく新築等計画の変更が施行規則第 44 条に規定する軽微な変更に応ずる旨の証明書の交付		新築等計画に係る住戸又は建築物の変更した部分の床面積に応じ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額	

備考

- ア 建築物の住戸の部分に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物全体に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における低炭素建築物新築等

計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、建築物全体に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)及び(イ)に掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(イ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

別表第30号の20の表中

「

名称	事務の区分	金額
----	-------	----

を

」

「

名称	区分	手数料の額
----	----	-------

に

」

改め、同表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項の前に次のように加える。

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定	法第12条第1項又は法第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画(以下	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この号において「省令」とい	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	264,000円
	「省令」とい		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	339,000円

申請手数料	この号において「確保計画」という。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下この号において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	う。)第1条第1項第1号ロに規定する基準(以下この号において「モデル建物基準」という。)による場合	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	415,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	482,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	644,000円
		その他の場合	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	563,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	689,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	823,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	935,000円
床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,187,000円			
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判定の申請に対する審査	確保計画に係る非住宅部分(法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。)の変更しようとする部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積(エネルギー消	238,000円(モデル建物基準による場合にあっては、93,000円)	

料		費性能を算出する方法 (以下この号において「算出方法」という。)の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。)の合計が 300 平方メートル未満のもの	
		変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円(モデル建物基準による場合にあつては、158,000 円)
		変更部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この号において「施行規則」という。)第 11 条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当する旨の証明書の交付	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分(以下この部において「変更部分」という。)の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	238,000 円(モデル建物基準による場合にあつては、93,000 円)
		変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上	388,000 円(モデル建物基準

		2,000 平方メートル未満のもの	による場合に あつては、 158,000 円)
		変更部分の床面積の合計 が 2,000 平方メートル以上 のもの	変更部分の床 面積に応じ、 建築物エネル ギー消費性能 適合性判定申 請手数料の部 に定める金額 に相当する額

別表第 30 号の 20 の表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める」を削り、「書類又は」を「書類その他」に、「法第 11 条第 1 項に規定する非住宅部分（以下この号において「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省令・国土交通省令第 1 号（以下この号において「省令」という。）第 8 条」を「省令第 10 条」に改め、同表中

「

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	法第 31 条第 1 項の規定に基づく性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	性能向上計画に係る住宅建築物、非住宅建築物又は複合建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額
---------------------------	------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------

を

」

「

建築物エネルギー消費性能向上計画変更	法第 31 条第 1 項の規定に基づく性能向上	性能向上計画に係る建築物の変更しようとする部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能
--------------------	-------------------------	---------------------------------------------

認定申請手数料	計画の変更の認定の申請に対する審査	向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額
建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料	施行規則第 29 条の規定に基づく性能向上計画の変更が施行規則第 26 条に規定する軽微な変更に該当する旨の証明書の交付	性能向上計画に係る建築物の変更した部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に定める金額に相当する額

に改め、

」

同表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項中「省令第 1 条第 1 項第 1 号口に規定される基準による場合」を「モデル建物基準による場合」に改める。

別表中第 30 号の 12 から第 30 号の 19 までを削り、第 30 号の 20 を第 30 号の 12 とする。

別表第 69 号の次に次の 1 号を加える。

(69) の 2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 11 条第 1 項の規定が適用される建築物の部分（以下この号において「非住宅部分」という。）が含まれる場合の建築基準法第 7 条第 1 項の規定に基づく建築物に関する完了検査申請手数料又は同法第 18 条第 14 項の規定に基づく建築物に関する完了通知手数料 第 65 号又は第 68 号に規定する手数料の額に次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる手数料の額を加算した額

区分	手数料の額
非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	85,000 円
非住宅部分の床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	134,000 円
非住宅部分の床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メ	169,000 円

一トル未満のもの	
非住宅部分の床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	211,000 円
非住宅部分の床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	296,000 円

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。